

内閣府本府における租税特別措置の自己点検結果（概要）

趣旨

- 「責任ある積極財政」の下、政策効果の低い施策の見直しや、効果の高い施策への重点化を進めていく必要。
- このため、2026年1月5日～2月26日にかけて募集された国民からの意見・提案や、それに基づき示された「点検の視点」※1を踏まえ、租税特別措置に関して、自己点検を実施。

点検内容

※1「租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（第2回）」（2026年4月10日）において示された、国民からのご提案を踏まえた各府省庁における自己点検の視点。

- 令和8年度末までに期限が到来する措置など令和9年度税制改正で延長等の議論が想定される以下の措置について、措置ごとにロジックモデル※2を作成し、企業・個人の行動変容や政策効果の発現といった観点から定量的な検証を実施。
 - ① 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置
 - ② 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置
 - ③ 沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置
 - ④ 沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置
 - ⑤ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置
 - ⑥ 沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置
 - ⑦ 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置
 - ⑧ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置
 - ⑨ 民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置

点検結果

（注）詳細は各措置の点検個票を参照

※2 政策課題とその現状に対し、政策手段から政策目的達成までの「経路」（ロジック）を端的に図示化したもの。

- ①～⑥の措置は、設備投資や新規立地企業の増加を促し、各産業の売上高等に寄与するとともに、県民所得等の向上にもつながっている。
- ⑦及び⑧の措置による減免分は、電気料金の算定にすべて反映され、電気料金を引き下げている。
- ⑨の措置は、機構の強固な財務基盤に基づく機動的支援で民間資金を誘発し、PPP/PFI事業拡大に貢献している。
- 以上より、点検を実施したいずれの措置についても、政策目的への一定の寄与が見られることから、各措置の継続が妥当であると考えられるが、目標設定も含めて引き続き適切な効果検証に努めるとともに、措置の更なる活用に向け周知広報を行う。
- 今般の自己点検結果については、令和9年度税制改正等に活用する。